博物館登録審査の手引き

レクチャー動画シリーズ・8

「生きものを扱う博物館にとっての博物館登録制度 動物園・水族館編」

JAPAN MUSEUM

令和8年度 文化庁委託事業 「新登録制度推進事業」

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

公益財団法人 日本博物館協会 JAPANESE ASSOCIATION OF MUSEUMS

本資料の作成にAIエージェントの助力や
生成AIの使用はしておりません

生きものを扱う博物館＊にとっての博物館登録制度　動物園・水族館編

アドバイザリーボード委員
錦織 一臣 にしきおり　かずおみ
東京都葛西臨海水族園

＊動物園・水族館のほか、動植物園・昆虫館など生きた生物を飼育展示する園館

博物館って？

About Museum

「博物館」と聞いて何が思い浮かびますか？
土器や土偶を展示する考古資料館も、
絵画や古美術を展示する美術館も、
動物園も水族館も実は博物館なんです。

動物園も水族館も実は博物館なんです。





美術博物館

美術品、芸術作品



歴史博物館

歴史・考古資料、民俗資料

科学博物館

自然史標本、
天文資料、
産業・科学技術

総合博物館

動物園

生きた動物

動植物園

動物園と植物園の
両方

植物園

生きた植物

野外博物館

歴史的建造物、伝統的建築

水族館

生きた水生動物

文化庁
博物館総合サイト
https://museum.bunka.go.jp/

１、登録対象の動物園・水族館

博物館登録**対象外**の動物園水族館

- 自然科学等に関する資料（生きもの）の収集、保管、育成は行わない
- 資料（生きもの）を展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供することは行わない
- 教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業は行わない
- 資料（生きもの）に関する調査研究は行わない
- 社会教育に関することは行わない

→ **YES（行わない）**であれば博物館登録の**対象外**です
　この場合でも「動物園」「水族館」ではありえます

→ いずれも**NO（行う）**であれば、**公立・私立を問わず登録対象**です
　登録対象であっても登録は義務ではありません

博物館登録では登録のメリット・デメリットが議論されることが多いようです

私立（企業立）の場合は税制上の優遇措置が受けられるなど具体的なメリットが説明しやすいものの、公立ではそのような説明しやすいメリットがわかりにくく、登録事務の煩雑さなどを考慮すると登録申請に向けた動きが鈍くなりがちとの声もありました

そこで、ここではおもに公立の動物園・水族館が博物館登録を受けること、受けないことがどのような意味を持つのかを話していきますが、社会教育をどう捉えて事業を行っていくのかなど私立の動物園・水族館においても共通する内容と思います

２、飼育展示と動物園水族館の４つの役割

① **種の保存**　　生物の種が絶滅しないように守る

② **教育・環境教育**　　生きものの生態を学ぶ機会を設け、人の活動を考える

③ **調査・研究**　　生きものを調べ研究しプロセスと成果を公表する

④ **レクリエーション**　　生きものを観察でき、楽しく過ごせる場を提供する

これらは

生きた生きものを継続的に飼育し一般に展示公開していること

が前提です

3、自治体と自治体の施設

自治体の役割
「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」（地方自治法第一条の二）

自治体の施設
「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする」（地方自治法第二百四十四条）

「公の施設」のひとつが「公立動物園・水族館」

＊地方公共団体＝自治体には普通地方公共団体の他に特別地方公共団体があります

４、動物福祉アニマルウェルフェアと生物多様性の保全

- **動物福祉**（アニマルウェルフェア）
- **生物多様性**（バイオダイバーシティ）

動物園・水族館でも育成や各種事業のキーワードになっています

動物園・水族館の４つの役割のうち、種の保存（特に外国の希少野生動物の保全等）や調査・研究では、どのように「住民の福祉の増進」に結びつくのかわかりにくいのですが、自然との共生、地域の生物多様性の保全および動物福祉などを**社会教育**の枠組みで考えると理解が進むことがあります

５、社会教育の位置づけ

- 社会教育法・・・「**博物館」は社会教育のための機関**
- 社会教育法の精神に基づいた**博物館法**・・・「博物館」の要件定義
- 定義に沿ったものの内、**「登録」を受けたものが博物館法に基づく「博物館」**

社会教育法

第二条　この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる**組織的な教育活動**（体育及び**レクリエーションの活動を含む。**）をいう。

第九条　図書館及び**博物館は、社会教育のための機関とする**。
２　図書館及び博物館に関し必要な事項は、**別に法律**をもって定める。

下線、色･太字は講演者による

博物館法

第一条　この法律は、**社会教育法**及び文化芸術基本法の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

下線、色・太字は講演者による

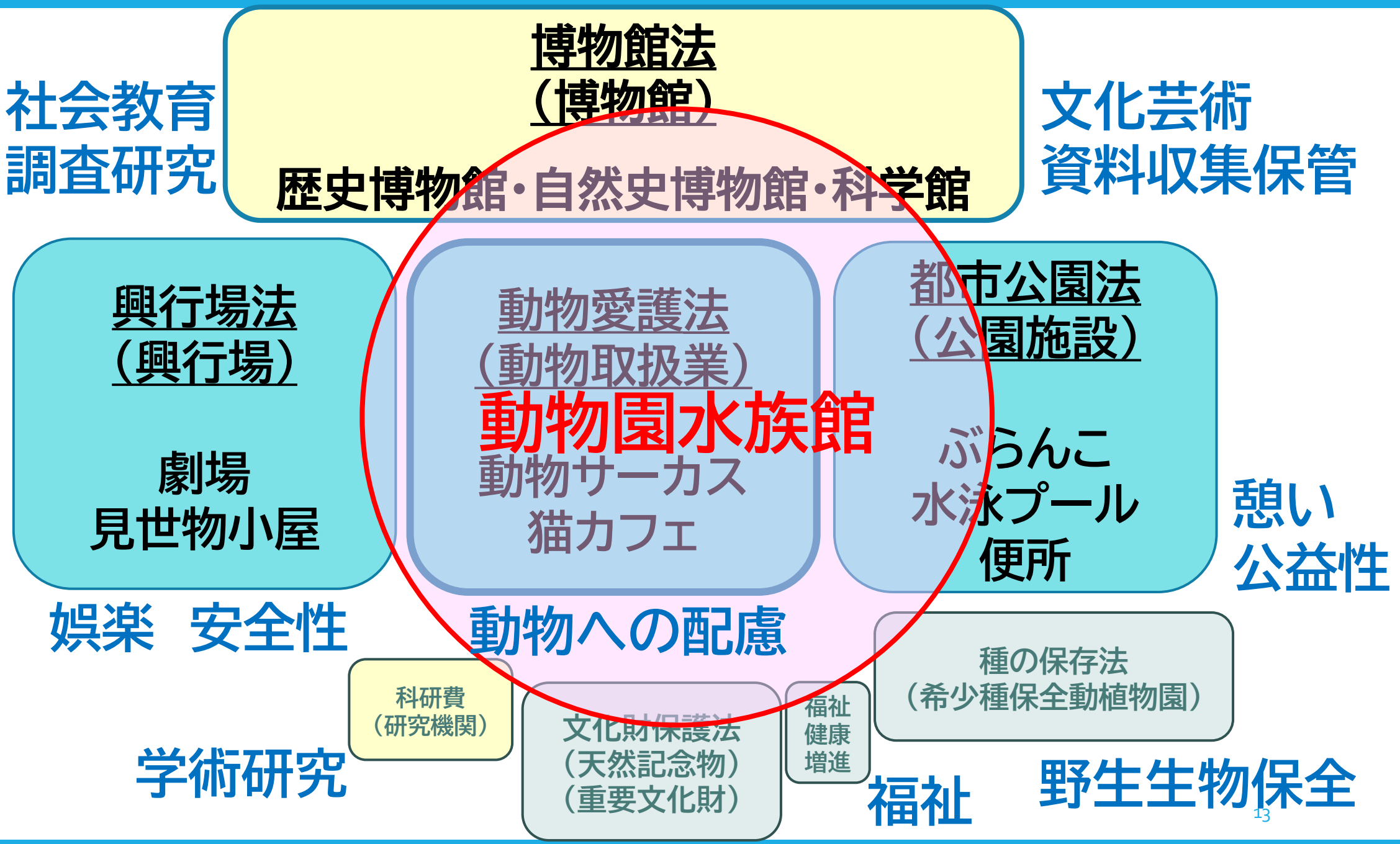
博物館法

第二条　この法律において**「博物館」とは**、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による**登録を受けたもの**をいう。

登録では、動物園・水族館の資料（生きた生きもの）が確実に管理できる体制が整備されていることが重要です

下線、色･太字は講演者による

動物園水族館の法制度上の位置



6、改正博物館法により拡張された登録対象

- 私立（企業立）の動物園・水族館
- 公立首長部局所管の動物園・水族館
- 地方独立行政法人の動物園・水族館

} 登録 → 社会教育機関として公的支援対象
社会的信用の向上

博物館の一館種とされている動物園・水族館は、統一的な定義はなく、博物館に該当しない動物園・水族館も存在するものと思います。ただし、公立の施設として設立され、社会教育が事業内容に含まれている動物園・水族館では、保持要件によっては登録する必然性について改正法によりすでに自明となりました。今後、登録申請をしない場合は、社会教育の役割がありながら法に定められた社会教育機関としての登録（博物館登録）申請をしない理由（行政の不作為となる可能性がない理由も）を説明する必要性が生じるかもしれません。

